

## 土地区画整理法第76条の許可申請について（申請者手持ち資料）

上記申請書の処理を円滑に進めるために、次の内容に注意して、再確認をお願いします。

- 1 申請書及び承諾書には、日付を記入してありますか。
- 2 申請者名は、建築確認等の申請者名と同一ですか。
- 3 土地所有者と申請者が異なる場合、土地所有者の承諾書は添付してありますか。   
なお、土地が共有である場合は共有者全員の承諾が必要です。
- 4 従前地番（保留地の場合は底地番）、画地番号及び敷地面積は、仮換地証明（保留地の場合は保留地証明）に記載のものと同じですか。
- 5 区画整理法第76条の工作物には、建築確認の対象とならない工作物も全て含まれます。   
なお、令第70条規定物件の設置等とは、重量が5トンを超える物件の設置又はたい積を指し、また、土地の形質の変更とは、土地の造成を指します。
- 6 建築物等の構造又は用途は、例えば、木造2階建て専用住宅のように記入してください。   
また、工作物等の詳細もご記入ください。
- 7 用途地域は、あらかじめ都市計画課にてご確認いただき、第一種住居地域、準工業地域の別を記入してください。
- 8 配置図の敷地寸法は、仮換地図に記載のものと同じですか。
- 9 配置図には、許可を受けようとする建築物・工作物をすべて記載してください。   
(既設の物が記載されている場合は、既設と明示してください。)  
また、排水経路、汚水・雨水最終枘の位置及び上水・下水・ガスの引き込み場所を記載してください。
- 10 地域内の道路は、原則、施行者である区画整理組合が管理する「建築基準法第42条第1項第2号道路」ですが、随時、市・県等へ管理引継ぎしています。   
配置図記載の道路名称（上記道路又は、市・県道）や供給施設の状況について、事前に十分確認されますよう、ご注意ください。
- 11 建築物の立面図及び工作物の断面詳細図に、敷地境界線、離隔寸法の記入漏れはありませんか。

(裏に続きます)

12 土留め、フェンス等を施工する場合、安定、構造に問題はありませんか。場合によっては構造計算書等をご教示願う場合がございます。また、隣地はみ出し等のトラブルを避けるために、境界から控えをとってありますか。

13 仮換地証明（保留地証明）の写し、または仮換地指定通知の写しを添付してください。

（その他）

事前に施行者（組合）と十分内容を確認・協議されてから申請をされますよう、御協力願います。

※ なお、その他不明な点につきましては、

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市役所 建設部 都市計画課

TEL (058) 392-1111 (内線2143)

までお問い合わせください。